

平成29年度事業報告書

公益財団法人 豊田加茂環境整備公社

I 総 括

平成29年度は、公益財団法人として法令等に定められた公益認定基準やガバナンスに適合した健全で透明性の高い法人運営を着実に実施しました。そして長期経営ビジョンに基づき、地域に対して将来にわたる安全安心な経営の一層の安定化を図るため、専門家を含めたプロジェクトチームにより浸出水処理施設の能力増強及び更新に関する検討を行うとともに、埋立地の残余容量の測量を実施し、埋立の最終形状及び今後の廃棄物受入計画の検討を開始しました。

これまで愛知県と協議を重ねてきました、公益認定基準の財務面での基準（収支相償、遊休財産の保有制限）に関する「経営安定化資産」の取り扱いについては、平成29年12月に開催された愛知県公益認定等審議会で平成28年度までの積立は承認され、平成29年度以降は「特定費用準備資金」に切り替えて積立を行うことになりました。

また、埋立地から発生する浸出水の浄化処理について、設備・機械の老朽化による故障等の影響を受け、浸出水処理施設の処理能力が低下したため、外部の処理業者へ委託し適正処理を進め、安全な最終処分場の運営を図りました。一方、廃棄物の品質管理では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が改正され、水銀廃棄物の規制が強化されたことに伴い、産業廃棄物受入取扱規程を見直し、受入基準を改正し、品質管理の徹底に努めました。

そして地元地域とは、平成29年8月、12月及び平成30年3月に「御船産業廃棄物処分場連絡協議会」を開催し、水質等の環境モニタリング結果及び経営状況報告を行い、一層の信頼関係の構築に努めました。

なお、環境マネジメントシステムであるエコアクション21への取組については、平成30年3月に更新審査を受審し、大きな指摘事項はなく更新が認められました。

今後とも「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する「公益目的事業の適正な実施による公益の増進」を図るべく、廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び産業の健全な発展に貢献してまいります。

II 事 業

1 廃棄物の最終処分事業

(1) 廃棄物の適正処理に関する情報公開及び啓発活動の推進

①情報公開の推進

□ 公社事業概要及び処分場の維持管理記録等の情報公開を行い優良事業者としての認定を継続。

②啓発活動の推進

□ 平成29年9月23日～24日に豊田スタジアムで開催された「とよた産業フェスタ」に出展し、廃棄物のサンプル展示やパネル展示方法の改善を図り、PR活動を実施。

(2) 地域環境整備への貢献

①環境美化活動推進

□ 御船処分場下流域水路の草刈りを5月～10月の間、10回実施。

□ 御船川の草刈りを春（6月10日、17日）及び秋（9月9日）に実施。

□ 平成29年6月13日及び9月13日に全職員で処分場周辺道路の環境美化を実施。

□ 地域の緑化及び清掃美化等の推進に協力するため、御船町自治区に花苗購入費用等を助成。

(3) 適正な最終処分場運営管理の推進

①廃棄物品質管理の標準化

- 平成29年5月～7月、搬入企業等より廃棄物溶出検査結果の提出を受け、基準適合を確認。
- 平成30年1月、公社抜取検査を実施し、基準適合を確認。
- 廃棄物処理法改正に準じ、産業廃棄物受入取扱規程を見直し、水銀含有検査の受入基準改正を提案し、平成30年3月20日に開催された「第14回理事会」で承認。

②浸出水処理施設の長寿命化のための計画的な保全の継続

- 平成29年8月～11月に、浸出水処理施設データログ修繕工事を実施。
- 汚水集水管修繕工事及び生物処理槽修繕工事については、浸出水処理を優先させ延期。

③安全かつ効率的な埋立の実施

- 埋立材料用土砂の代替品として安全安価な豊田市製造スラグを活用。
- 浸出水処理施設への負荷軽減のため、雨水排除シート(10,078㎡)を敷設。

(4) 中長期的経営活動

①浸出水処理施設の増強

- 平成29年7月～平成30年2月、処分場建設時のコンサルタント、浸出水処理施設のプラントメーカーの専門家を入れた検討プロジェクトチーム会議を8回開催。
- 平成30年1月、人材派遣により1名増員し浸出水処理施設運転管理体制を強化。
- 平成30年3月20日に開催された「第14回理事会」で検討結果を報告。
- 浸出水処理施設の処理能力が低下したため、浸出水を外部の処理業者へ委託し、処分。

②廃棄物受入計画及び埋立計画検討

- 平成29年12月に、埋立地の残余容量の測量を実施。
- 埋立計画期間である平成46年度までの豊田市及びみよし市から発生する廃棄物の必要埋立容量及び埋立最終形状を検討する中、平成30年度廃棄物受入計画を策定し予算化。
- 平成30年3月20日に開催された「第14回理事会」で検討結果を報告。

(5) 地域環境保全の推進

①環境モニタリングによる継続監視

- 環境・水質調査を定期的に行い、その結果を地元地域、関係機関に報告。結果は異常なし。

2 循環型社会推進事業

(1) 豊田市緑のリサイクルセンター受託事業

①生産管理のシステム化の充実

- たい肥生産量は、対前年比7%増の1,056トンを達成。
- 生産管理のシステム化を図るため、「たい肥生産管理規程」を豊田市へ提案、承認。
- 火災防止のため、刈草・剪定枝保管基準の厳格な運用を徹底。
- 平成29年9月、「豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱」を改定し、搬入禁止物を明確化。

②包括的運転維持管理の推進

- たい肥需給計画管理表により在庫管理方法の改善を図り、在庫管理のみえる化を推進。
- たい肥の生産計画、配達計画及び人員体制を含む月間計画表を作成し、施設全体の動きのみえる化し、共有化を推進。
- 一般廃棄物処理施設精密機能検査を実施し、適正な維持管理に必要な施設の整備内容等を豊田市へ報告。

Ⅲ 運 営

1 理事会（開催場所：豊田加茂環境整備公社会議室）

| 回数 | 開催年月日 | 議 案 | 審議結果 |
|--------|-------------|---|--|
| 第 11 回 | H29. 5. 30 | (1)平成28年度事業報告及び附属明細書の承認について (2)平成28年度決算の承認について (3)評議員の任期満了に伴う改選の次期評議員候補者の決定について (4)監事の任期満了に伴う改選の次期監事候補者の決定について (5)理事の任期満了に伴う改選の次期理事候補者の決定について (6)定時評議員会の招集及び提出議案について | 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 |
| 第 12 回 | H29. 6. 27 | (1)理事長及び専務理事の選任について | 可 決 |
| 第 13 回 | H29. 12. 21 | <u>【決議の省略の方法による】</u> ◆三宅理事長が理事及び監事の全員に対して、提案書を発し、書面により理事の全員から同意の意思表示を、監事の全員から異議がないことの意味表示を得たので、法律及び定款の規定に基づく「理事会の決議の省略の方法」により、決議された。 (1)公益財団法人豊田加茂環境整備公社事務局長の解任について (2)公益財団法人豊田加茂環境整備公社事務局長の選任について | 可 決 可 決 |
| 第 14 回 | H30. 3. 20 | (1)平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について (2)産業廃棄物受入取扱規程の一部改正の承認について | 可 決 可 決 |

2 評議員会（開催場所：豊田加茂環境整備公社会議室）

| 回数 | 開催年月日 | 議 案 | 審議結果 |
|-------|------------|---|---------------------------------|
| 第 5 回 | H29. 6. 27 | (1)平成28年度事業報告及び附属明細書の承認について (2)平成28年度決算の承認について (3)評議員の任期満了に伴う選任について (4)監事の任期満了に伴う選任について (5)理事の任期満了に伴う選任について | 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 |

Ⅳ 附属明細書

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しません。